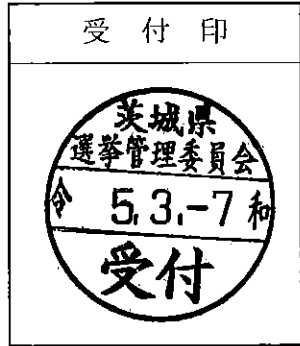


(その1)



# 収支報告書

台帳番号	433
------	-----

令和 5 年分 (令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) くわいほうきょうれんごう いんげいせいのほんぶ  
国際勝共連合 茨城県本部

2 主たる事務所の所在地 水戸市見川町 2131-57

3 代表者の氏名 友部一就

4 会計責任者の氏名 友部一就

事務担当者の氏名 友部一就  
 (電話) 029-243-1355

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政党の支部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	の類
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	の類

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日から	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額			2 2 2	1 4 2
(前年からの繰越額)				9 5 6 4 2
(本年の収入額)			1 2 6	5 0 0
支 出 総 額				6 3 0 6 7
翌年への繰越額			1 5 9	0 7 5

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
			6 0 0	0
員 数				1 <sup>人</sup>

(2) 寄 附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附			7 1 3	0 0	
【うち特定寄附】				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			7 1 3	0 0	
【寄附のうち寄附のあっせんによるもの】				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計 (ア + イ)			7 1 3	0 0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入												
事業の種類	金額									備考		
			十億		百万		千		円			
思想新聞							7	2	0	0		
世界思想							9	6	0	0		
出版物							3	0	0	0	0	
この頁の小計							4	6	8	0	0	
合 計							4	6	8	0	0	

(注) すべての事業収入を記載してください。  
同一の事業収入は一行に計上してください。

(その6)

(6) その他の収入													
摘 要	金 額										備 考		
			十億			百万			千			円	
こ の 頁 の 小 計												0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の										2	4	0	0
合 計										2	4	0	0

(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載してください。

(その7)

(7)-1 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額									年月日	住	所	職	業	備考
			十億		百万		千		円						
この頁の小計															0
その他の寄附															71300
合計															71300

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。  
(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。  
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項	目	金 額									備 考
				十億		百万		千		円	
1	経常経費										
	(1) 人件費									0	
	(2) 光熱水費									0	
	(3) 備品・消耗品費									0	
	(4) 事務所費						1	3	2	5	3
	小 計						1	3	2	5	3
2	政治活動費										
	(1) 組織活動費						1	6	6	1	0
	(2) 選挙関係費									0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						3	1	2	0	0
	ア 機関紙誌の発行事業費						1	9	2	0	0
	イ 宣伝事業費						1	2	0	0	0
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									0	
	エ その他の事業費									0	
	(4) 調査研究費									0	
	(5) 寄附・交付金							2	0	0	4
	(6) その他の経費									0	
	小 計						4	9	8	1	4
	合 計						6	3	0	6	7











(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 7 日

政治団体の名称 国際勝共連合 茨城県本部

会計責任者の氏名 友部 一就



代表者の氏名（解散する年の収支報告書にのみ記載）



（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印による場合は、この限りでない。